

令和 4 年 6 月 17 日現在

機関番号：13701

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01463

研究課題名（和文）国連安全保障理事会による人権保障ガバナンスの構築に関する研究

研究課題名（英文）Study on the UN Security Council's Human Rights Security Governance

研究代表者

上野 友也（Kamino, Tomoya）

岐阜大学・教育学部・准教授

研究者番号：10587421

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、冷戦終結以降に、国連安全保障理事会の任務と権限がなぜ文民の保護に向けて膨張してきたのかを解明した。国家が国民に与えている保護を国境を越えて紛争地域の紛争被災者にも適用している。このような人道的統治は、グローバル化によって、国家の利害が紛争地域にも及ぶようになり、紛争被災者の生命と安全の保障と紛争地域の管理と制御を促進してきた。国連安全保障理事会における議論を通じて、膨張は促進され、決議を通じて構築された組織や制度が膨張を加速させた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義については、国連安全保障理事会の任務と権限の膨張の要因と歴史を理論的に分析した点にある。要因に関する理論としては、フランスの哲学者フーコーの統治性研究を活用したグローバルな統治性理論を用いた。また、歴史に関する理論としては、コペンハーゲン学派とパリ学派などの安全保障化理論を用いた。これらを架橋して、膨張の要因と歴史を解明できた。また、社会的意義に関しては、国連安全保障理事会が武力紛争における文民の保護のためにどのような実践が可能であり、それには正当性があるのかを説明できた。

研究成果の概要（英文）：This study explores why the mandate and authority of the UN Security Council has expanded toward the protection of civilians since the end of the Cold War. The protection given by states to their citizens has been extended across borders to conflict victims in war-torn areas. This humanitarian governmentality has been facilitated by globalization, which has expanded the interests of states to include conflict zones and has facilitated the guarantee of life and security for conflict-affected people and the management and control of conflict zones. Expansion has been promoted through debates in the UN Security Council, and the organizations and institutions built through the resolutions have accelerated this expansion.

研究分野：国際政治学

キーワード：安全保障化 国連安全保障理事会 文民 子ども 女性

1. 研究開始当初の背景

冷戦終結以後、国連安全保障理事会の任務と権限が膨張し、紛争地域への関与を強めた。一般的には、冷戦期に国連安全保障理事会において大国が対立し、拒否権を発動することにより、国連安全保障理事会の活動が停滞したが、冷戦終結後には国連安全保障理事会における大国間の一致がみられ、その結果として国連安全保障理事会の任務と権限が膨張したと理解されることが多い。ただし、大国の一致は必要条件であって十分条件ではない。それは、かならずしも大国が一致して国連安全保障理事会の任務と権限の拡大に同意するとは限らないからである。このように国連安全保障理事会の任務と権限の膨張は、理論的に十分に説明されてこなかったといえよう。

2. 研究の目的

本研究では、冷戦終結後に国連安全保障理事会の任務と権限が、紛争被災者の生命と安全の保護に向けて膨張しているのはなぜなのか。それはどのように進んでいるのかを解明することを目的とした。

3. 研究の方法

国連安全保障理事会の任務と権限が膨張してきた原因と過程を分析するために、それぞれ別の理論を用いた。膨張の原因に関しては、フランスの哲学者フーコーによる統治性理論をグローバルに展開したグローバルな統治性理論を用いた。グローバルな統治性理論を紛争被災者の保護と紛争地域の管理に適用した概念を人道的統治と呼ぶことにした。一方、膨張の過程については、安全保障化理論を用いた。国連安全保障理事会における議論を分析するために、安全保障化理論のなかでもコペンハーゲン学派の理論を用いた。また、国連安全保障理事会の決議によって構築された組織や制度が安全保障化をもたらす過程を分析するためにパリ学派などの理論を用いた。それにより人道的統治が構築された過程を解明しようとした。これらの理論を架橋することで、国連安全保障理事会の任務と権限の膨張を説明した。

4. 研究成果

(1) 膨張の原因

国連安全保障理事会の任務と権限の膨張はなぜ起きたのか。それは、国家が国民に与えている保護を国境を越えて紛争地域にまで適用しているからである。国家が国民に保護を与える場合、国民の健康や福祉を保障するばかりか、国民の管理を必要とする。たとえば、新型コロナウイルス対策のように、国家は国民の健康のためにワクチンを提供し、感染者のための収容施設を確保したが、国民に対してマスクの着用を推奨したり、密にならないよう行動を制限したり、飲食店などの営業時間を限定した。このように国民が国民に与えている保護は二面性があり、国家による国民の保護が、国境を越えて紛争被災者に適用されている。それが、保護する責任の目的とするところである。国連安全保障理事会による紛争地域への保護にも二面性があり、紛争被災者の生命と安全の保障と、紛争地域の管理と制御という側面がある。このような国境を越えた統治性を人道的統治と呼ぶことにした。この人道的統治が冷戦終結後に登場したのは、グローバリゼーションの影響が大きい。ヒト、モノ、カネ、情報の行きかう世界で、国家の利害も国境を越えて及ぶようになってきた。国家は他国の紛争被災者にも関心を寄せる必要が生じた。さらに、紛争被災者を保護できる条件もグローバリゼーションの展開によって満たされるようになってきた。それは、紛争被災者の存在の認知、紛争被災者への物理的接触（アクセス）、紛争被災者を保護する能力である。

(2) 膨張の過程

それでは冷戦終結後の国連安全保障理事会において、どのように任務と権限が膨張してきたのか。冷戦期には紛争被災者の生命と安全の保障は、国連安全保障理事会において議論の対象とはあまりなっていなかったが、冷戦終結後に積極的に議論され、決議にも人道や文民という言葉が多用されることになった。このように以前は安全保障の問題として認識されてこなかった問題が安全保障の問題として認識される過程を安全保障化という。安全保障化には二つがある。一つは、国連安全保障理事会における議論を通じたものである。もう一つは、国連安全保障理事会の決議によって創設された組織や制度によるものである。

前者に関していえば、1991年の湾岸戦争後のクルド難民危機に際して、国連安全保障理事会において以下の三つの点が議論になった。第一に、クルド難民危機は国内問題か国際問題か。第二に、クルド難民危機は国連安全保障理事会が対象とするべき安全保障の問題か。第三に、クル

ド難民危機は国際の平和と安全に対する脅威なのか。これらが議論されるなかで、国連安全保障理事会が国内の難民危機を安全保障の問題として認識するようになった。これ以降、国連安全保障理事会は人道危機を国際の平和と安全に対する脅威として認識し、それを除去するための強制的な措置を行使し、それを正当化した。

後者に関していえば、1990年代に国連安全保障理事会が決議を通じて組織や制度を構築し、それが安全保障化を促進した。たとえば、人道支援活動の保護、難民支援、平和構築、経済制裁、暫定統治、国連平和維持活動や多国籍軍の展開、暫定的な国際刑事司法などの多様な活動である。とくに重要な動きは、1999年代以降の文民の保護、子どもの保護、女性の保護に関する一連の決議と決議に基づいた構築された組織や制度である。たとえば、子どもの保護に関しては、子どもに対する暴力に関する情報の収集と分析に関する監視報告メカニズムの構築、国連平和維持活動による子どもの物理的保護、子どもの徴用や徴兵を主導する政治指導者や武装集団のリーダーに対する経済制裁の発動といった行動によって安全保障化が進んだ。

(3) 人道的統治の実効性

それでは、このような人道的統治によって文民が保護されてきたのかといえば、必ずしもそうではなかった。とくに、コンゴ民主共和国での内戦に際しては、国連安全保障理事会は消極的な対応に終始し、国連平和維持活動を展開したが、人道危機に対応できずに多くの犠牲者を出すことになった。このような実効性の欠如は、大国が紛争地域に対して利害をあまり有していない場合に生じる。一方、シリア内戦をめぐる国連安全保障理事会における大国間の対立は、シリアに対する国連平和維持活動の派遣を拒み、人道支援活動の調整に関する制度の設計にとどまった。このように、実効性の欠如は、大国間の対立が厳しい場合においてもみられた。ただし、実効性がない場合であっても、実効性を向上させるべきだという主張を通じて安全保障化が進むので、実効性で安全保障化の促進と停滞を論じるのは難しい。

(4) 人道的統治の正当性

このような人道的統治は、国連安全保障理事会による紛争地域の管理と制御を促進することになり、その正当性も問題となった。人道的統治には紛争被災者の生命と安全を保障する側面と、紛争地域の管理と制御を進める側面があり、両者は表裏一体である。人道的統治は正しいのかそうではないのかという単純に二分できるものではなく、正しくもあり同時に正しくもないものである。ただし、人道的統治は権力の行使の一つであり、権力の行使は一般的に抑制されるべきであると考えるのであれば、人道的統治も制限されるべきであろう。その場合、たとえば、人道状況に応じた人道的統治の在り方も必要になる。ただし、ここで考えるべきことは、人道危機の根本的原因である。人道危機の原因をつくっているのは暴力の行使であり、暴力に対してより大きな暴力を行使することにある。暴力を肯定することは、人間の破壊をもたらすことになり、積極的に否定しなければならない。そのため、可能な限り非暴力的な手段を用いて人道危機に対処することを考える必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 上野友也	4. 巻 9
2. 論文標題 国連安全保障理事会による文民の保護	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人道ジャーナル	6. 最初と最後の頁 42-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 上野 友也	4. 発行年 2021年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 320
3. 書名 膨張する安全保障－冷戦終結後の国連安全保障理事会と人道的統治	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------